

平成 24 年 5 月 14 日
国内クレジット推進協議会

「新クレジット制度」に関する要望事項

新クレジット制度の創設にあたり、制度構築における基本的な論点に対する考え、要望事項について、下記の通りまとめる。

(1) 排出削減事業者の範囲

- ・ 制度の裾野を広げるという観点から、経団連の「低炭素社会実行計画」に参加している企業も一定の条件にて参加可能とするなど、間口を広げることを要望する。

(2) 方法論の調整

- ・ 新制度においても、実績を残している国内クレジット制度の排出削減系の方法論を維持することを要望するとともに、方法論全体において、現行の国内クレジット制度における考え方に齟齬をきたすことのないように整理していただきたい。
- ・ なお、国内クレジット制度では、機器新設についての方法論が認められており、省エネ機器の導入は、通常の機器を導入するよりも温室効果ガス削減効果が高く、また中小企業の投資意欲を促進するためにも、新制度においても引き続き新設の方法論を認められることを要望する。

(3) 事業者の利便性について

- ・ 排出削減事業者の負担を極力減らすことが制度普及には必要であることから、新クレジット制度の申請手続き等においては、最低限、国内クレジット制度と同様の制度とすることで事業者の利便性を確保する必要がある。
- ・ 特に、現行の国内クレジットのソフト支援事業は、排出削減事業者の負担軽減に有効であるため、継続・拡充を要望する。
- ・ さらには、「モニタリング方法」や「クレジット認証プロセス」の簡素化を行い、制度の利便性をより一層高めていくことを要望する。

(4) 補助制度について

- ・ 現在国内クレジット制度で実施されている中小企業グリーン投資促進事業費助成金といったクレジットの買取り等の補助制度は有効であり、引き続き状況に応じた支援措置を要望する。特に買取り制度は、削減量というパフォーマンスに対する補助となるため、事業者のより効果的な設備投資と努力が報われるものとする。

(5) 移行段階での国内クレジット制度の扱いについて

- ・ 既に国内クレジット制度を活用している事業者が希望する場合は、制度統合後も、現行の排出削減事業の継続が可能となる制度設計を要望する。
- ・ 共同実施者が現在保有している未償却のクレジットについて、新クレジット制度以降も転売・償却ができる制度設計を要望する。

以上